

日本大学客員研究員規程

平成20年2月1日制定
平成20年4月1日施行
平成22年3月5日改正
平成22年4月1日施行

(目 的)

第1条 この規程は、日本大学（以下本大学という）における客員研究員に関する必要事項を定め、もって本大学の学術研究の充実と推進を図ることを目的とする。

(職 務)

第2条 客員研究員は、受入れに当たり定められた研究課題及び委嘱契約等に従い、本大学の学部又は研究所等で研究活動を行う。

2 客員研究員の委嘱に当たっては、あらかじめ当該客員研究員に職務内容等を通知する。

(種類及び資格)

第3条 客員研究員の種類及び資格は、次のとおりとする。

① 上 席 客 員 研 究 員 本大学の教授相当の研究経験を有する者

② 客 員 研 究 員 当該研究を遂行できる研究経験を有する者

2 研究遂行上必要な場合は、前項各号の名称に当該研究プログラムの略称を追加することができる。

(受入条件)

第4条 客員研究員は、原則として学外の研究機関等に所属している専任の研究者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

① 本大学との契約等に基づいて国外の大学から本大学に派遣され、本大学で研究に従事する研究者

② 国外の研究機関等からの推薦に基づき、本大学に招へいされ研究に従事する研究者

③ 国又は地方自治体などの公的機関からの推薦に基づき、本大学に招へいされ研究に従事する研究者

④ 本大学専任教職員が共同研究により受け入れ、本大学で研究に従事する研究者

⑤ その他本大学の招へいに基づき研究に従事する研究者

(申 請)

第5条 客員研究員の受入れを希望する研究者は、所定の書類により所属長に申請するものとする。

(委 嘱)

第6条 所属長は、諸会議等の議を経て、客員研究員を委嘱する。

(委嘱期間)

第7条 客員研究員の委嘱期間は1年以内とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(経 費)

第8条 客員研究員に関する経費は、別に定める。

(諸規程等の遵守)

第9条 客員研究員は、研究等に従事するに当たり、本大学の諸規程等を遵守しなければならない。

(解 嘱)

第10条 客員研究員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、解嘱することができる。

- ① 本大学の指示に従わなかったとき。
- ② 客員研究員としての資質を欠き、研究等に適しないと認められたとき。
- ③ 疾病等のため研究等に從事できないと認められたとき。
- ④ 重大な違法行為があったとき。
- ⑤ その他前各号に相当する特別な理由があるとき。

(発明等)

第11条 客員研究員の発明等に関する取扱いについては、日本大学発明等に関する規程による。

(所 管)

第12条 客員研究員に関する事務は、本部においては研究推進部、学部等においては研究事務課、大学院独立研究科においては当該研究科の事務を分掌する課等が行う。

(内規等)

第13条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。